

税のたより ¥! ?

固定資産税・軽自動車税の納付について

5月は固定資産税第一期、軽自動車税の納期です。今月上旬に令和8年度納税通知書を発送しますので、納期限(6月1日(月))までに納付してください。振替納税にしている方は、納期限の前日までに預貯金の残高をご確認ください。なお、納税通知書がお手元に届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

●重複納付にご注意ください!

固定資産税を全期分納付書で納付された方は、第一期から第四期までの納付書(4枚)により重複で納付しないよう、お気をつけください。

なお、固定資産税の前納報奨金は、今年度より廃止となりましたので、ご了承ください。

問合せ先 役場 税務課 固定資産税 内線160・178 軽自動車税 内線175・176

自動車税の納付をお忘れなく

6月1日(月)は自動車税の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(木)に県税事務所から納税通知書が発送されるので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。(納付場所は、納税通知書の裏面を確認してください。)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります。)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリでも納付できます。

問合せ先 西尾張県税事務所 ☎0586(45)3170



▲県 HP

国民健康保険税の税率等を改定します

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、令和8年度の税率等を改定することになりました。

また、新たに4月分から子ども・子育て支援制度の財源となる「子ども・子育て支援納付金」を国民健康保険税に含めてご負担いただくこととなります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、決定した保険税額については、7月に通知書を送付します。

●税率(額)および賦課限度額を変更します。



▲詳細は町HP

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40~64歳)		子ども・子育て 支援納付金分
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	新設
所得割	7.2%	<u>7.35%</u>	2.5%	<u>2.59%</u>	2.0%	<u>2.12%</u>	<u>0.29%</u>
均等割 (1人当たり)	27,100円	<u>28,500円</u>	8,200円	<u>9,500円</u>	10,900円	10,900円	<u>1,300円</u> (18歳以上)
平等割 (1世帯当たり)	22,100円	<u>21,700円</u>	6,000円	<u>6,500円</u>	5,600円	5,600円	<u>800円</u>
賦課限度額	660,000円	<u>670,000円</u>	260,000円	260,000円	170,000円	170,000円	<u>30,000円</u>

問合せ先 役場 保険医療課 内線144